

ニセコ町土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）

ニセコ町土地開発基金条例(昭和49年ニセコ町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,550万円」を「1億円」に改め、同条第2項中「基金に追加して積立てをすることができる。」を「基金に追加して積立てをし、又はこれを処分することができる。」に改め、同条第3項中「積立て」を「積立て又は処分」に、「積立額相当額増加」を「積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成28年度末のニセコ町土地開発基金の残高は、205,560,864円（うち現金87,524,878円、土地118,035,874円、479,485.65㎡）となっている。今後の町内における土地の先行取得の必要性や土地売買価格の動向から基金の額を1億円と改めるもの。また、条例制定時に800万円であった基金残高が、これまでの基金運用と一般会計からの積立てにより、2億円を超える金額となっていることをふまえ、今後、基金の処分を実施する際に、処分に関する規定を設ける必要があることから、本条例を提出する。

ニセコ町まちづくり基本条例第54条（条例制定等の手続）による町民参加等 内容の公表

公表（縦覧）期間	平成29年11月20日から11月30日
場所	ニセコ町掲示板、総務課及びニセコ町ホームページ
意見の受付期間	平成29年11月20日から11月30日